

## 議案第 2 号

### 瑞穂町印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

多機能端末機による印鑑登録証明の請求方法に移動端末設備を追加するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

### 瑞穂町印鑑条例の一部を改正する条例

瑞穂町印鑑条例（昭和 6 0 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）」を「個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証

業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

瑞穂町印鑑条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第18条 略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明の請求等)</p> <p>第19条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)</u>又は<u>移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)</u>を使用して多機能端末機(瑞穂町の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明の請求をし、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第20条から第24条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日の翌日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第18条 略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明の請求等)</p> <p>第19条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)</u></p> <p>_____を使用して多機能端末機(瑞穂町の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明の請求をし、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第20条から第24条 略</p>